

行政ところどころ(四)

宇賀田, 順三

<https://doi.org/10.15017/14401>

出版情報 : 法政研究. 14 (1), pp.73-82, 1944-11. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

行政とところどころ（四）

宇賀田順三

道義性

一

戦争の苛烈さが愈々深刻になると共に、所謂戦争に伴ふ現象が日常の生活にも亦顯著にあらはれて來た。よい面に於ても亦悪い面に於ても日常の諸現象は戦争を引き離して考へることが出來ないものになつて來た。

そのことは法律の生活に就ても亦云へるであらう。法律の現象にも亦戦争と關聯を持つた所のものが著しくみられるに至つた。行政に於ても亦そうである。こゝにはそのよい面としての法律への道義性の慘透を考へてみよう。

二

法律への道義性の慘透と云ふことは、既に推薦制度論のうちにも述べて置いた所であつたが、その推薦制度更に推薦無投票制度が昨年六月新に町村制の改正に依つて採用されたことは、こゝに町村も亦市と同様に推薦制度が實施し得られ、これに依つて市會町村會と云はず都議會も亦府縣會も亦國の中央議會も悉く推薦選舉の形式を採用し得ることを示したのである。それは獨り選舉の形式論ではなくして選舉理論そのものの新なる展開であり

選舉法そのものへの道義的選舉理念の注入・滲透を意味するものである。

この様なことは、各方面に於てみうけられる。防空法は既に戦争以前の立法であるが次第に改正せられ、改正される毎に強化せられるに至つた。強化の面は道義的である。元來防空そのことは獨り權力的手段に依つてのみでは達成し得られるものではなく、そこに國民の道義的良心に訴へなければ達成し得られないものが多分にある。従つて、防空法が唯權力的手段、取締的重壓に依つてその目的を達成しようとするれば、そこに却つて逆効果を生ずるであらう。防空法が道義性を滲透せしめなければならぬ理由はこゝにある。

その一つの問題を疎開に就てみよう。疎開は防空法に基づく緊急措置であり、國防都市建設のために絶對的に遂行せられるべきものであるが、その遂行には關係廳は勿論市民の道義的協力が必要欠くべからざるものである。疎開者の疎開遅延はそのままに國防都市の建設遅延となるばかりでなく、市民の不協力的態度は國防都市の秩序を破壊するに至る。疎開に依つて直接問題となるのは疎開者の新なる住宅である。疎開者は何處に住むべきか。東京都の例に依れば東京都の強制疎開者は能ふ限り地方轉出を勸奨されてゐるが、都内に殘留する者が猶全体の八割に及んでゐるがために、これに對し住宅を提供しなければならぬ。疎開者のために住宅を提供することは東京都現下の緊要問題となつてゐる。所が、そうでなくとも住宅問題に悩んでゐる都市ではこゝに空家の情實的貸付や更に空家の闇が発生してくる。この空家の不正を防止するには、どうしても家主の道義心に訴へるより外はない。東京都令第十五號（昭和十九年二月十九日）の建物利用統制規則第六條は「建物ノ所有者又ハ管理者空家

ヲ新ニ貸付ケントスルトキ又ハ住宅（店舗、事務所、營業所等ニ併用スルモノヲ含ム）ノ借主ヲ變更セントスルトキハ都長官ノ許可ヲ受クベシ」と定めてゐる。そこで、無許可の貸付は、假令借家人に於て一應有效であるが一定期間中當局から立退きを命ぜられるようになる——それは東京都での疎開連絡會議で協議されてゐる——反面に家主又は差配は防空法第十九條ノ二に依り六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。借家人は直接刑罰を受けないが家主はこれを受けなければならぬと云ふことは、そこに家主の側に疎開協力が命ぜられてゐるからであり、家主の不正な貸付を排して家主をして道義心を發露せしめようとするからである。元來建物の所有者又は管理者が空家を貸付するか否かは全く自らの自由な意思に任せられるべきであるが、國都市の建設といふ立場から云へば、そうした市民の個人主義的自由意思は抑制されなければならない。個人主義的自由意思の抑制は權力的手段に依るよりもその道義的反省に依らしめることが最も効果的であるが、これがために法律そのものがそうした道義性を全面的に慘透せしめなければならない。

東京都の建物利用統制規則は特にそうした道義性を注入しめんとするものである。無許可の貸付を處罰するのが目的でない。空家を生じた時は先づ届出でしめ、その貸付には許可を與へんとするのが眼目である。かくしてこそ建物利用の統制が具現せられ、疎開者も亦新なる住宅等入手し得られ防空措置が完遂されると云ふべきである。防空は國民の道義的反省の行動であり、防空法は慘透した道義性の實現にその價值をみだし得られるのであることを十分に知らなければならない。

町内會・部落會・隣保が整備されるに従ひ、町内會長・部落會長・隣保班長の責務は愈々重大なものあるに至つた。所謂決戦生活を確保するためには、町内會長・部落會長・隣保班長がその責務を自覺し、それに値する行動をとらなければならない。町内會長・部落會長・隣保班長がその責務を自覺しそれに値する行動をとるためには、町内會長・部落會長・隣保班長がその道義心に基つき道義的責任觀に徹するものでなければならない。隣保生活は道義的責任に徹してのみ完遂されるのである。隣保自治は道義的責任を前提としてのみ運営されるものである。従つて、町内會長・部落會長・隣保班長が道義的責任を忘れた様な行動をとる時は、もはや町内會長・部落會長・隣保班長としての責務を完うしない者であると云はなければならない。唯々こうした場合に法律なり或は判決なりが、この問題をどう取上げるかといふことが問題である。

この五月一日の大審院判決は次のようなことを公示した。

徳島市榮町一ノ六、一、農業上原治太郎（五一）は昭和十六年四月一日から翌年二月二十五日まで榮町の南町内會長をつとめてゐたが、其の期間に同町内のカフエ業岡川豊が眞實の居住者は同人並に妻子、女中の四名なるに拘らず他所に居住する子女を加へ十名と登録し家庭用米麥類家庭用砂糖などの幽靈配給を受けてゐるのを知りながら異動訂正をなさなかつたことが詐欺幫助罪に問はれ、徳島地方裁判所で懲役二ヶ月二ヶ年間執行猶豫の判決を言渡されたが、上原は、「町内世帯人員の異動の事實を知つてゐても町内會長の訂正義務は世帯主からの届出に依

つて始めて發生するものであるから詐欺幫助は構成しない」と上告した。これに對し大審院刑事第三部三宅裁判長はその主張を斥け、「町内會長に於て自ら町内世帯人員異動の事實を知りたる場合には當該世帯主から届出ない場合と雖も異動訂正の手續をなすを要するものとする」と明かに判示し、上告棄却、且右要旨を新な判例として公にした。

町内會長・部落會長がその受持區域内の人員異動の事實を知ることが決して容易なことでない。勿論町内會・部落會の大小・廣狹必ずしも同一なものではないが、假令狭小な町内會部落會であつても、その人員異動を知ることとは相當困難である。町内會・部落會の下の隣保班長であるならばその受持の隣保の人員異動は比較的容易に知り得られるであらう。

しかるに、右判決に於ては町内會長がその受持區域内の人員異動の事實を知つた時は、假令隣保班長又は當該世帯主からの届出がなくとも異動訂正の手續をしなければならないものとした。このことは町内會長・部落會長にとり可成り重い負担と云はうか重い注意と云はうか、町内會長・部落會長に對し一瞬の懈怠も許されないもの示してゐる。事實、隣保班長は元より町内會長・部落會長はその受持區域内の人員異動に對しては一瞬の懈怠も許されぬ程の責任を以て處置して行かなければならない。その責任は單純に法令の上に定められた責任ではなくして道義上の責任である。道義的責任の意識に於てその受持區域内の人々を注意することこそ隣保班長は元より町内會長・部落會長の自治的義務と云ふべきであらう。この意味に於て云へば、この判決に於てすらも町内會

長がその受持区域内の人員異動の事實を知つた時にのみ訂正の義務あるものとせられ、異動の事實を知り得なかつた時はその義務がないと解釋されることに於て、尙一步進めて考へてみたいものがある。即ち、異動の事實があらば直ちに訂正し得られるやうの機構をとるがために、異動は届出あることに依つて始めて效力あらしめるやうに致したいものである。異動しようとして考へれば先づ町内會長・部落會長・隣保班長へ届出せしめ、その異動訂正をして後、異動し得るとしたい。町内會長・部落會長・隣保班長の側は元より隣保人も亦隣保秩序に協力し得るやうの機構を整備することが、町内會長・部落會長・隣保班長又は隣保人の道義的協力を可能ならしめる所以である。かくしてこそ、もはや隣保班長は元より町内會長・部落會長はその異動の事實を知ると知らざるとに拘らず異動の届出に依つて直ちに異動訂正をなすの義務が発生すると云へよう。その点までに、隣保行政の機構が進まなかつたならば町内會長・部落會長・隣保班長の道義的責任を完遂せしめるに困難なものがあらう。

四

法律にいかほど道義性を悖透せしめども、法律を施行する者そのものが道義的自覺に徹しなかつたならば、その道義的性格を充分に發揮せしめることは出来ない。こゝに官吏服務規律の問題が生じてくる。

元來、官吏服務規律は明治二十年七月、市町村吏員服務規律は明治四十四年九月の制定にかかり、舊い形式と内容とを示してゐる。従つて従來幾度かその改正が論議されたにも拘らず竟に今日に至るまでその機を得なかつたが、今年一月四日附戰時官吏服務令(勅令第二號)・文官懲戒戰時特例(勅令第三號)が定められ、次いで一月六日附

戰時公吏服務令（內務省令第一號）が公にされた。

この三つは官公吏の服務に對し著しく道義的性格を附與し滲透せしめたものと云はなければならない。官公吏服務令いづれも七ヶ條に過ぎぬものであるが、いづれも官公吏そのものの服務の道義化を強調したことに於て、舊來の官吏服務規律又は市町村吏員服務規律の及び得るものでない。假令字句必ずしも優れたものでないにしても、官公吏に對し云はんと欲し、官公吏に對し求めんと欲する所は云ひ盡くし求め盡くした感を呈してゐる。特に兩服務令共に、官公吏の本質を明かにし、官吏に對しては、官吏は國體の本義に徹し至誠一貫、諧和一致、匪窮の節を致し、その職務を奉行するを以て本分とし、公吏に對しては公吏は國體の本義に徹し皇國自治の神髓を体し至誠一貫、諧和一致、奉公の誠を致しその職務を盡すを本分ととしたのは、官公吏の道義的性格を知らしめることに於て意義あるものと云ふべきである。特に戰時下に於て、官公吏の地位、責務の愈々重大であるに至つた時、官公吏の踐むべき道がかくも明かに道義化されて指示されたことは最も望しいことである。このことは一切の官公吏は勿論將來官公吏たらんとする者も亦よく吟味体得して欲しいものである。

服務令第一條に於て責任を説いたのは極めて適切である。官公吏そのものの存在價値を認めるか否かは懸つてその責任を重んずるか否かにあると云つて過言でない。責任を意識しない官公吏は祖國に對し有害無益の存在であつて、宜しく割腹に値しよう。文官懲戒戰時特例に依れば、官吏にして戰時官吏服務令その他服務規律に違背し、文官懲戒令第二條に該當する者に對しては同令第三條の處分の外に謹慎處分をなし得としたが、無責任の官

公吏の言動は單に身体的拘置處分としての謹慎の程度に止るべきものでないと云はなければならぬ。

第二條に和衷協力を示したのは極めて意義深いものがある。戰行遂行の必要から總力行政の發揮のために、現内閣程に官省部局の統合・整理を行つた内閣は嘗てない。そこに稍ともすれば統合整理の官省部局の間に幾何かの摩擦・衝突・對立あるのは予期し得られる所であるが、今や聖戰の完遂は官公吏のそうした抗爭・不和を瞬時も許容し難い。已を空うして奉公することこそ官公吏の本質と云はなければならぬ。官公吏にして協力一致の精神に徹底しなかつたならば、どうして國民に對し總親和運動を求め得ようか。

第三條に、率先指導を述べたのは望しいことである。官公吏は今や總力行政の執行者であり直接にも亦間接にも戰力増強の指導者である。戰力増強は獨り工場・鑛山・農村に於ての標語ではなくして、先づ官公吏そのものがその心構をかちとりその實踐に徹することではなければならない。戰力増強の事務に修練することが官公吏の本質ではなくして、戰力増強の意義に徹して以て、戰力増強のために率先指導の任に當ることがその本質でなければならぬ。戰力増強は役所的事務からのみ割出されるべきものではなくして工場に鑛山に農村に草鞋はく官公吏の心血から盛り上げるものである。

第四條に命令遵守は當然である。しかし乍らこの場合かくの如きことが改めて定められたことは命令を墨守し過ぎて時機を失ひ施策の遂行に邁進し得ぬことを防止したのに外ならない。近來法令の複雑多岐に至りしかも社會事情の急變に伴ひての具体的施策が稍もすれば機宜を失し所謂「後手」となる場合は尠くない。かくしては眞に

戦力増強を完遂し得られるものでないと云はなければならぬ。そこに、第四條が命令遵守を指示し乍ら施策の遂行に逸機せざらんことを戒めたものである。意極めて深い。

第五條に懇切丁寧を諭したのはよい。懇切は兎に角、丁寧は餘りに俗語的であるがその意極めて明かである。特に民情の機微を察せよとあるのは、懇切丁寧と關係して甚だ適切である。官公吏が稍ともすれば獨善的傾向を帯びる虞あるのは民情を洞察し得ないからである。民情を洞察し得るの鍵は、自らを空うし、自らを民草のうちに投げ出すことにある。投げ出された己は民草の芽生え育む力とこそならう。その時である民情を洞察し民情の機微を察し得るのは。懇切丁寧は民への親切である。 *Freundlichkeit*こそ友あり遠方より來る、亦樂しからずやの心境である。この心境に於てこそ始めて民情の機微を洞察し得られるものである。

第七條は言動戒慎である。官公吏は多かれ少かれ機密の保持者である。その機密はいづれの國に於ても嚴重に保守されなければならないと共に、官公吏の言動は最も慎重でなければならぬ。そのことは官公吏の機密主義として擯斥せらるべきものでなくして、むしろ最も尊重されなければならないことである。

第六條は第一條乃至第六條及び第七條の規定する所を育成確保せしめるの根本的心構である。字句稍々舊式に屬するにしても、その意極めて尊ぶべきものがある。特に官公吏に對し修身齊家を求めたのは甚だ適切なものと云へるであらう。官公吏はその官公務遂行に當つては先づその身自らを修めるの人でなければならぬ。身を修め家を齊ひてこそ民人の儀表ともなり得るのである。従つて、身を修め家を齊ひ得ない官公吏は始めから民人の

義表たり得るものでないことを知らなければならぬ。いはば、官公吏の勤務の道は限りなく錬成の道である。身を叩き心を磨くことに依つてのみ官公吏は民人の先頭に率先し得るものであると共に、責任、協力、指導、遵守、懇切、戒慎の心構をかちとり得るものである。

戦時官公吏服務令はかくの如きことを官公吏に求めてゐる。それは官公吏服務の道義化である。道義人としての官公吏にして始めて祖國に報ひ、大君に應へ奉り得るのである。

五

戦時生活の確保のためには、あらゆる面へ道義性の慘透が要請されなければならない。例へば、今、現に我等の受けつゝある所謂學徒勤勞にしても、それは單純な勞力の提供のみに終るものではなくして、戦力増強に挺しつゝ師道の確立を目標づけるものでなければならぬ。唯々に當面の欲求に應じてその全体の意義を失ふが如き措置をとることは斷じて許し難い。道義性がすべての分野に慘透してこそ戦力増強が實現されて以て聖戰を完遂し得るものと云ふことが出來よう（一九・六・七・朝）。